

## 裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成28年6月14日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

### 参加者等

司会者	高 木 順 子	（千葉地方裁判所刑事第1部判事）
裁判官	佐 藤 傑	（千葉地方裁判所刑事第1部判事）
裁判官	西 愛 礼	（千葉地方裁判所刑事第1部判事補）
検察官	大 谷 潤一郎	（千葉地方検察庁検事）
検察官	宮 本 佳 明	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	加 藤 梓	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	渡 邊 大 貴	（千葉県弁護士会所属）
裁判員経験者	1 番	男
裁判員経験者	2 番	女
補充裁判員経験者	3 番	男
裁判員経験者	4 番	男
補充裁判員経験者	5 番	男
裁判員経験者	6 番	男
補充裁判員経験者	7 番	男
裁判員経験者	8 番	男

### 議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

**【司会者】**

本日はお忙しい中、意見交換会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。  
す。

これから、さまざまな裁判員裁判を御担当された経験者の方々から率直なる御意見をいただきまして、私ども今後の裁判員裁判に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます、千葉地方裁判所の裁判官をしております高木と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず参加者の皆様方から、自己紹介も兼ねまして、裁判員あるいは補充裁判員としてお務めになられました全体的な感想をお一人ずつお聞かせいただけますでしょうか。

この席では番号で呼ばさせていただきます。

では、1番の方からお願いできますでしょうか。

**【1番】**

一昨年の12月に裁判員になりました。もう1年半経っていますので、内容そのものは何かもう忘れつつあります。

裁判員になりました全体的な感想ということですがけれども、個人的には非常にいい経験になったと思っています。

何でいい経験かというところ、実際自分がその場にいたところ、犯罪の裁判あるいはいろんなものの物事の決め方でどういうふうにかかわってくるかというところがちょっと垣間見えたというのがいいかなと思っています。

ただ、もう一つの感想として、この裁判員の制度ですがけれども、税金をかけてそのコストパフォーマンスというのがあるんだろうかというの、もう一方でありましたということで終わりたいと思います。

**【2番】**

去年の1月か2月の裁判のことで裁判員になっておりました。

全体的な感想としては、一般人として裁判を経験したことは、とても私としては有益な時間ではなかったかなと思いました。

これからもよろしくをお願いします。

**【3番】**

私は去年の2月ぐらいですかね、補充裁判員として経験させていただきまして、率直な感想としては、すごく難しく考えていたんですけども、やはり審理の中でもその論点について簡単にどういったところが、我々裁判員なり補充裁判員が論点として考えなきゃいけないところというのをかみ砕いて説明していただきまして、非常にこう分かりやすく自分自身が納得しながら審理を進めていただけたということが非常に印象に残っています。

全体的には非常にいい経験をさせていただいたというふうに、ありがたく思っております。

**【4番】**

私も去年の3月に経験させていただきまして、今まで民事といいますか、会社自体は債権回収をよくやっていたので、民事裁判をやっているその雰囲気は分かっていたのですが、この裁判に来て裁判員の席と被告席じゃ本当にあまりにも天と地の差があるというか、そういう違いというのを身にしみてわかったということと、それからもう一つは、いろんな弁護士、いろんな報酬の問題とか聞きましたが、本当にこの裁判というのは金がかかるもんだなというのがよくわかりました。

いや、本当に得がたい経験をさせていただいたと思っております。

**【5番】**

私は、去年の3月に補充裁判員として裁判員裁判を経験いたしました。

補充裁判員なので結構気楽に考えていたんですけども、補充裁判員1番の方が裁判員に繰り上がりまして、次、私だと思って一気に緊張をしたことを覚えています。

実際に裁判の内容については、外国人の方だったので、その被告人とか証人とかみんな片仮名なもんで、誰が誰だかよくわからないと戸惑ったのを覚えていますし、また評議のときの席順で私の正面が裁判長さんだったので、何か目が合うと聞かれるというような感じで、途中からちょっと目をそらすような、そんな感じになりました。そういったことははっきり覚えています。あとは、私もこういう経験がなければ、裁判所、あるいはこの近辺にまず来ることはないと思います。

#### 【6番】

やらせていただいた事件は殺人未遂だったので、みんなそういう話を聞いたときに、わっという感じだったんですけど、実際に進めていったら、やっぱりいろいろ何か、なれてきたという言い方は変ですけど、だんだん、「あ、このぐらいだったらこんな感じで、あんな感じで」だって、何となくその審理しているときも、話を分かりやすく説明してもらったので、非常にいい経験ができたと思います。

#### 【7番】

自分は、昨年3月に裁判員裁判に参加したんですが、裁判員裁判は、新聞とか雑誌とかで目にする機会があって、まずは自分が選ばれると思わなかったというのが第一の印象です。

やっぱり裁判員裁判に参加するに当たって、専門家ではない自分が参加して本当に大丈夫かなという気持ちがあったのですが、裁判長であったり、裁判官のフォローもよくて、そんなに精神的なダメージを受けることなく参加することができました。

#### 【8番】

私も、昨年3月、裁判員をやらせていただきました。この被告人の方もやっぱり海外の方だったんですが、同時通訳をされる方は大変だろうとは思いつつ、逆に聞いている私どもも両方のお話を聞かないといけないので、ちょっとつらかったですね。

でも、裁判官の方々は、私たちの控え室に最初に来たときから非常に私どもをリ

ラックスさせるといかりラックスするような形でいろいろな話をさせていただいて、また、ちょっとした言葉についても、分かる、分からないの話で御説明いただいたんで、非常によかったなと思います。

それからあと、いろいろな職業の方が混在していましたので、いつも頭の堅い自分としてはすごい考え方が柔軟になったのかなと思います。

#### 【司会者】

皆さん、ありがとうございました。

皆様の中から、難しい点もあったけれども、審理がおおむね分かりやすく進んでいて、よい経験であった、あるいは裁判官もリラックスさせてくれたというようなお話がありまして、まずはありがとうございます。

お礼を申し上げたいと思います。

それでは、ここからは審理の分かりやすさということで、具体的なお話や、それから御意見、御感想などを率直なところを承ればと思います。

御承知のとおり、法廷では、検察官と弁護人と裁判所の三者が訴訟活動を行っております。

本日は、検察官の訴訟活動について御意見、御感想はどうであったか、弁護人の訴訟活動について御意見、御感想はどうであったか、そして裁判所の訴訟活動について御意見、御感想はどうであったか、このような仕切りでお話をさせていただければと思います。

意見交換会であらかじめお配りしています話題事項なども参照しつつ進めさせていただければと思います。

それでは、まず、訴追官である検察官から、例えば検察官として訴訟活動の目標ですとか方針、あるいは御経験者の方々への御質問などありましたら、お話ししていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

#### 【大谷検察官】

まず、検察官といたしましては、最初、冒頭陳述というところで、できる限り事

案の概要についてわかりやすく裁判員の皆様に御理解をいただけるような形で進めているところでございます。

事案によりまして、やはり複雑なものもございますので、それぞれ皆様が御経験をされた事件で、冒頭陳述について検察官のものがわかりやすかったかどうか、率直な御意見を賜れば幸いに存じます。

**【司会者】**

ありがとうございました。

それでは、今の検察官の質問で、わかりやすかったかどうか、検察官の冒頭陳述が皆様に伝わったかどうかという点について、ぜひ御感想、御意見、御要望など承りたいということですので、皆様いかがでしょうか。

冒頭陳述というのは、最初起訴状の朗読があって、それから被告人に事件について認否を問うた後、検察官と弁護人がそれぞれ自分たちがこれから立証しようとしている事柄について皆様に、言ってみればプレゼンテーションするわけです。

先ほど1番の方から聞きましたので、逆に8番の方からお尋ねしてよろしいでしょうか。

**【8番】**

すみません、恐縮なんですけれども、最初に冒頭陳述というのはあるというのは聞いていました。

ただ、当初はちょっと緊張したせいもあって、なかなかちょっと話の内容がつかめなくて、家に帰ってきてからだんだん理解したというところでございます。

**【7番】**

冒頭陳述を含めてポイントとか時系列にまとまっていて、そんなに分かりにくいという印象はなかったです。すごくよかったと思っています。

**【6番】**

私も結構真剣に集中して被告人の顔とかも見て、話を聞きながら、わかりやすかったと思います。

**【5番】**

私の場合は、検察官の人が読み上げている声がちょっと小さかったかなと思って聞き取れない部分もありました。

**【4番】**

私の場合も、裁判員が素人だということに配慮していただいて、話した内容も資料もよく準備されていたので、そういう意味では非常にとっつきやすいという感じではありましたですね。

**【3番】**

私の場合も被告人が外国人ということで、検察官の方が述べたことを通訳しながらということでしたので、通訳の方が大変だなという印象があったんですけども、検察官の説明自体はすごく分かりやすく、声もはっきりしていて聞き取りやすかったです。

あと、資料も、文章だけ書かれているものではなくて、割と図とか対応しておりまして、被告の関係性とか、そういったところが一目で文章読まなくても分かるようなものでしたので、非常に理解しやすかったです。

**【2番】**

検察官の話、説明はちょっと長かったので、裁判官からとめられたこともありまして、初めて参加した裁判としては、検察官と弁護士さんの力加減があるんじゃないかなという感想でした。

**【1番】**

検事の方、確か女性で、すごくはっきりした言い方をされてて大変分かりやすかったと思います。

ただ、事件が2件あって、やはり初めて聞く内容ですから、イメージするというのはなかなか難しかったなあと思います。事件の概要を何となくつかめたのは、皆さんと話をしながらという形でした。

**【司会者】**

皆さんの御感想を聞きましたけど、検察官からさらに聞いてみたいということありますか。

【大谷検察官】

特に何もございません。

【司会者】

ちょっと説明が長かったんじゃないかというようなお声もありましたけれども、そこら辺は検察官としてはどのように考えて訴訟活動をしているのでしょうか。

【大谷検察官】

そうですね、長かったという今御感想があったところでございますけれども、基本的にはできるだけその分量としても、冗長にならずにわかりやすい形で冒頭陳述をするということで心がけているところでございます。

今、その説明が長かったという御指摘もございましたので、そのような御意見があるということを踏まえて、今後の参考にさせていただければというふうに思っております。

【司会者】

では、事件が2件あって、イメージが難しかったというのは、それはやはり2件あるとどっちがどっちか分からなくなるとかですか。

【1番】

あれはおそらく1件だけだったとしても分からなかったと思うんですけれども、やはり初めてそういった言い回しを聞くものですから、メモはかなりとるようにはしてたんですけれども、なかなか何が最終的に問題なのか、1件は被告人が認めていて、1件は認めてなかったと思うんですけれども、認めているほうに関しては証拠があって認めたと、じゃあ認めていないものに関して、どの証拠に基づいてどういうふうに判断されたのかというところがなかなかやっぱりつかめない。

それも別に検事の方の説明が悪いんじゃないくて、私がただ理解できなかつただけだと思うんですけれども、そういった感じだったと記憶しています。



**【司会者】**

いかがでしょう，検察官，その被告人側が認めているものと争いがあるものについて何か冒頭陳述で工夫している点とか，皆さんにこのようにお伝えしようと思っ  
て方針をこのようにしているとか，何かありますか。

**【大谷検察官】**

被告人がその犯罪について争っている場合は争点がございしますので，その争点に  
ついては，その裁判が始まるまでの整理手続の結果を踏まえて，こういう争点があ  
りますということは，多くの場合に冒頭陳述で提示をさせていただいているところ  
でございします。

今回1番の方が御担当された争点が，財物奪取の意思の発生時期という大変これ  
自体法律的に難しい概念でございまして，もちろんそれをできるだけわかりやすく  
お伝えするというのが検察官の職責ではございしますが，法律的にも難しい論点を含  
む事件であったのかなとは，推察するところでございしますけれども，引き続き分か  
りやすくお伝えしていく努力を続けてまいりたいというふうに考えてございします。

**【1番】**

ちょっとずつ思い出してきて，証拠で恐喝に関しては脅し取られたお金の使い方  
やお金をいくら払ったのかという面で何も証拠がなかった。

それと，強盗致傷に関しては，ちょっと絡んで，奥様からいただいていた非常に  
大切にしていた被告人の腕時計を壊されたというんですけれども，写真が出てくる  
と，これは昔から傷だらけだよねって思ってしまうような時計が出てきて，その腕  
時計はどういうふうに扱われてきたのか，その辺も突っ込みというのが何か全然な  
かったというふうなストレスが若干ありました。

**【司会者】**

そのような冒頭陳述を聞いていてストレスを感じてしまうようにならないように  
何か検察官に要望ありますか。

**【1番】**

証拠のポイントがあると思うので、いつ時計をもらって、奥様からいただいて、どれぐらいの頻度で時計をはめてて、最終的にどういった傷がついたのか、そういったことをきちんと順番に説明していただければすごく分かりやすかったかなと思っています。

**【6番】**

今思い出したのですが、私ときは男性の年配の方が冒頭陳述をやったんですけど、滑舌が悪くて、みんなもう中だるみしてしまいました。

それに比べて女性のちょっと若目というか30代ぐらいの方は結構歯切れがよくて、その方がしゃべるとみんな集中して、すごく分かったのを思い出しました。

**【司会者】**

中身とともに話し方も重要であるということですね。

何かありますか。

**【宮本検察官】**

そうですね、やっぱり話し方というのは特に注意はしているところでして、なるべく大きな声であったりとか、ゆっくりとか、そういった形でしゃべるようには努力しているんですけども、いかんせん読んでいるときに、そういった意識が薄れているところなどもあったりなどして、やっぱり聞いている裁判員の皆様のほうで、「こういう話し方はすごく聞きやすかった」とか「ああ、あのときは中身が理解しやすかった」とか、そういった何か御意見のようなことがあればと思います。

**【司会者】**

話し方とか、こうしてくれたら分かりやすかったというようなことをぜひお聞かせ願いたいということで、どなたかどうぞ。

**【6番】**

私ときの男性の方は、モゴモゴしゃべっている感じだったので、集中しても何か入ってこない、すごく聞き取りづらかったです。

それは皆さん裁判員の方も、やっぱり控え室に来てちょっとぶつぶつ言うぐらい

な感じだったので、だから、何というんですかね、その方がしゃべると法廷が緊張感に欠けてしまうような雰囲気は感じました。

**【司会者】**

少なくとも「モゴモゴ」と「かむ」ことのないよう、私どもみんな気をつけましょう。

今度は弁護人から冒頭陳述はどのような目標あるいはポリシーでもって行っておられるのか、あるいは経験者の皆様方に聞いてみたいということがあれば、どうぞおっしゃってください。

**【加藤弁護士】**

弁護士の加藤と申します。よろしくお願ひいたします。

弁護人の冒頭陳述は、最初に検察官から事件の冒頭陳述ということで、事件の見立てだとか、その主張なんかをお話をして、その後に弁護人からお話しする形になりますので、検察官の見てこの事件との違いだとか法律上の主張をどのように判断をしていただくかということについて、分かりやすくお話しをするように心がけております。

今回、皆様にお聞きしたいんですけれども、順番として、まず検察官の冒陳を聞かれていらっしゃると思います。

そのときにはこの事件というのは検察官の冒頭陳述で言うような、こういう事件なんだろうなというお気持ちになられていると思うんですが、その直後に弁護人からの冒頭陳述があると思います。

その弁護人からの冒頭陳述を聞かれた後の実際の事件の見方とか印象については、変わられたかどうかということをもっとお聞きしたいと思います。

**【司会者】**

ありがとうございました。いかがでしょうか。

では、1番の方どうぞ。

**【1番】**

原稿が配られていまして、それで弁護人の方がそれを読むような形だったかと思うんですけれども、裁判員の裁判の量刑を決めるときも裁判官の方にお伝えしたんですけれども、何か弁護人の方が途中から棒読みのように私の方では聞こえてきて、もうこの量刑でいいんだなって考えているのかなあと思うような感じでした。

**【加藤弁護士】**

弁護人ごとそれぞれいろいろな弁護人がいますので、一概に私の考えとその御担当の弁護人がどうかというところはちょっと分からないところはあると思うんですけれども、依頼者から私たち事件を受けている身ですので、依頼者の最大限の利益ということで、しかも裁判員の皆様に対して、この人を弁護するというのでやっておりますので、自分の私情を基本的に出さないのが通常だとは思いますが。

**【3番】**

この3番の事件なんですけれども、その弁護人の方がやはり冒頭陳述のときに、争点としてこの違法薬物の認識があったかというところ、そこが争点というところを明確におっしゃってたんですね。

我々初めてだったので、これからその審理をやっていく上で、そのポイントがある程度押さえられたんじゃないかなと私は理解をしました。

その後、被告人質問で、その辺りがやっぱり争点になるんだなと常に意識していたので、すごく理解はしやすかったと思います。

**【司会者】**

ありがとうございました。

他の方々はいかがでしょう。弁護人の冒頭陳述を聞いて、弁護人としての事件の見立てとか検察官との違いというのは分かっただろうかという問いかけです。

では、4番の方どうぞ。

**【4番】**

私の場合は、偽装の夫婦が出てきたので、男女間の点をそれぞれ弁護人が突っついたわけなんですけれども、経験年数が少ない方の弁護人の話はあるよりぴんときなか

ったですが、もう片方の弁護人の話は非常に分かりやすかったです。

同じ弁護人でもこれだけ差があるかなという感じはしました。

**【司会者】**

今のお話ですと、その2人の弁護人のいずれかは分かりやすくて、いずれかはちよっと分かりにくかったということですね。

その分かりやすさ、分かりにくさの違いというのは、どこから来てたものというふうにお考えでしょうか。

**【4番】**

論点の組み立て方がうまい下手があるんじゃないですか。だから、強調するところは強調してはっきりと言ってもらえばいいんですけども、何か並列的にこうしゃべられるとどこに中心を置いて言っておられるのかちよっと分かりにくいところがありました。

**【2番】**

また法廷でのことですが、一般人の私の考えとしては、被告人に質問をするときは、検察官は突っ込む、弁護士さんはかばう、そんな理解だったんですけど、私が担当した裁判の弁護人は、初めは被告人に突っ込んで、後でかばいながらという説明はとても私としては印象に残りました。

**【司会者】**

ありがとうございました。

弁護人の冒頭陳述について、弁護人の事件の見立てとか、検察官との違い、弁護人として皆様に求めている判断の道筋など、分かりやすく伝わりましたかという質問ですが、いかがでしたでしょうか。

**【5番】**

すみません、私、弁護人の方が何やったかほとんど記憶にないです。法廷から戻って評議の部屋で裁判長にいろいろと懇切丁寧に説明を受けたという感じでした。

ただ、弁護人の方が、情状酌量っていうんですか、それでもう大分強く訴えてい

たのは、証人として韓国から奥さんも呼んでたぐらいですから、それだけは記憶に残っています。

【司会者】

もし、印象に残らなかった部分と印象に残った部分があるということであれば、そこはなぜこの部分は印象に残らなかったけれど、こちらは印象に残ったという感じなんでしょうか。

今考えると、こうしてくれたらもっと分かりやすかったのにとかありますか。

【5番】

要するに、被告人が「私は無罪です」とか「有罪です」とか、そういうのはなくて、もうあとは量刑だけだったみたいです。

ですから、「私はやってません」とかじゃなくて、「私はこういう役目しかやっていません」とか、「私はこれしかやっていません」とか、「ここは手出してない。ですから、私はもっと罪は軽くなるはずですよ」とか、あとは情状酌量、もうちょっと罪を軽くしてもらいたいというのだけやってたみたいなき感じでした。

【6番】

私のときは、弁護人の方が何か2人でこそこそこ話しているのが気になったのと、何かもう何となく事務的というか、何かそんなような感じのしゃべり口調というか、もう流れが決まっているというか、そんなに力強さは感じなかったです。

【司会者】

どこをどうしてくれたらもっとポイントがわかったとか、「あ、この弁護士さんはこういうことを言いたいのか」という、伝わったとか、何か今、振り返ってありますか。

【6番】

犯人が外国の方で、証人とかもそんなに来なかったからですかね。もしかして日本人の犯人だったらちょっと流れが違ったかなっていうようなふうに映ってしまいました。

【7番】

覚せい剤に関する事件の担当で、被告人がアメリカの方でかなり高齢で79歳だったのですが、病気のために、弁護人が精神的に不安定な状態があるのでは言うものの、成功報酬が結構高額で、日本円にして大体4億ぐらいもらえるということと、あと結構言っている内容もはっきりしているので、ちょっと精神的に不安定というのはどうかと感じました。

【司会者】

弁護人の冒頭陳述の段階で、なぜ弁護人がその精神的に問題があるということを手張されているのかという、そのようなポイントというのは伝わりにくかったんでしょうか。

【7番】

そうですね、海外で診察してもらったときに、精神的に不安定と医者に言われたとはいうものの、精神科医ではなくて総合内科医に診てもらっていたので、やっぱり精神であれば精神科医に診てもらうべきではないのかという感じはしました。

【司会者】

最後になってしまいました、8番の方どうぞ。

【8番】

すみません、先ほどもちょっとお話したんですけれども、その弁護人さんのお話については、ちょっとあんまり印象に残ってないんです。

【司会者】

今振り返って、どうしてくれたらもう少し印象に残ったとか、なぜ印象に残らなかったのかとか、何かありますか。

【8番】

今考えると、被告人の方は、運び屋としての意識はなかったということなんです、全体を見れば、やっぱり「ちょっとおかしい、不自然だよな」というところがありまして、冒頭陳述の流れの中ではその辺のところであんまり押せなかったのか

なというところがあります。

**【司会者】**

弁護人、厳しい意見もちらほらと出ていましたけど、さらに御質問とかあるいは弁護人としての御説明などあればどうぞ。

**【加藤弁護士】**

率直な御意見、ありがとうございました。

先ほどから、検察官のところの冒頭陳述でも出ていたと思うんですけど、やはりしゃべり口調というのも、皆さんが冒頭陳述を聞かれています中で印象に残りやすいとか分かりやすいことへのポイントにつながっているのでしょうか。

**【司会者】**

うなずいていらっしゃる方多いですが、どなたかいかがでしょうか。

**【8番】**

やっぱりめりはりがないとなかなか、あなたはどこをもって裁くんですか、どこをもってあなたはこの人を助けるんですかというところの、要するに争点のところははっきりしてこないと、なかなか印象には残ってこないのかなと思います。

**【司会者】**

他の方々はどうでしょうか。

こうしてくれたら弁護人の御意見が伝わりやすかったのにというところがありましたら、ぜひ今後のためにお聞かせ願えませんか。

**【2番】**

例えば裁判員として弁護人の説明を聞いているときに分かりにくかったときは、裁判員からも弁護人にもう一度説明してくださいと、直接こう話すことは本質的にできないのでしょうか。

**【司会者】**

冒頭陳述の場合は、裁判員の方から直接検察官や弁護人にお尋ねしていただくというのは、手続的にはないんですね。



ただ、皆様方が冒頭陳述の内容が分からなければそれは意味をなしませんので、そういうときには裁判官のほうに、ちょっとこのところが分かりにくかったとか、今の検察官あるいは弁護人の口調が早口で分かりにくかったというようなことがありましたら、裁判長のほうに言っていただければ、裁判長のほうから釈明を求めるとか、あるいは口調についてはもう少しゆっくりとか、そのところをもう一度とか促すことはできますので、そういう場合には裁判所の方にお申し出いただくのも1つかなと思います。

**【2番】**

分かりました。

**【司会者】**

3番の方は、ポイントを弁護人が非常に分かりやすく言ってくれたので、その後の被告人質問でも常に意識することができたという御意見でしたけれども、その弁護人はどのようにされたので3番の方にとっては分かりやすかったとか、何かありましたら教えていただけますでしょうか。

**【3番】**

弁護人の方の説明、冒頭陳述のときに、やはり手持ちのパワーポイントか何かの資料だと思うんですけども、やはり検察官と同じように図を多用して分かりやすかったんですね。

明らかに争点がどこだというところがポイントがちゃんともう書いてあったんですね。

そこが、視覚的にも理解しやすかったというところですよ。

あと、すごく説明も丁寧でした。

口調も、言葉のテンポというんですか、スピードも結構ゆっくりめで非常に滑舌もよく、分かりやすかったですね。

**【司会者】**

では、時間の関係もありますので、次に進めますと、その後、冒頭陳述の後に裁

判所のほうから公判前整理手続の結果はこういうことなんですよと述べたと思うんですけれども、覚えていらっしゃる方、いますか。

**【1番】**

事件の内容を一つ一つ丁寧に説明いただいて、裁判員側から質問すると、それもまた丁寧に答えていただいたというのが非常に印象に残っています。

評議の中で何か特段困るようなことはなかったかなと思っています。

**【司会者】**

ありがとうございました。

冒頭陳述などの後は、いよいよ証拠調べです。

証拠には、書類という形になっています書証と、それから証人尋問や被告人質問といったような人の話を聞くという手続と両方あったと思いますけれども、そこら辺についての御意見、御感想などいかがでしょうか。

では、まず検察官から、書証についてはどのようなことに気をつけて訴訟活動を行い、あるいは皆様にこういった点どうだったか聞いてみたいということがあればおっしゃってください。

**【大谷検察官】**

証拠書類については、基本的にその書類の内容を読み上げるということになるんですが、単調な口調等になりがちですので、できるだけそのようなことにならないように抑揚等つけ、また今までもお話伺いましたような滑舌よく申し上げるということを心がけておりますが、皆様のそれぞれ御経験されたケースでそういった点ができていたかどうか、御感想を伺えればというふうに思っています。

**【司会者】**

証拠書類の形をした例えば図面とか写真とか、あるいは供述調書みたいなのが出たと思うんですけれども、それは検察官としてはできるだけ分かりやすく、単調にならないようにやっているということなんですけど、5番の方、そこら辺はいかがでしたか。

【5番】

証拠の物というのは、裁判長のところから我々のところも回ってきました。

実際にこうです、ああですというふうに全部広げて見せてもらいましたので、「随分手間かかっているな」というのは印象に残っています。

【6番】

何かケースに入れて回してもらいました。でも、ナイフで刺したっていうから、当然ナイフだったんですけど、別に素通りでした。今そこしか思い出せないんですけども、あとは別に感じなかったです。

【司会者】

あと、現場の図面とか調べませんでしたか。あまり覚えてないですか。

【6番】

今ちょっとそこまでは思い出せませんが、ナイフが来たのは覚えてます。

【司会者】

やっぱり証拠物というのは、印象に残るものなんですかね。

【7番】

証拠については、通帳であったり、メールであったり、夫婦げんかがあったかなかったかとかも全部調べ上げてたので、すごく証拠としてはそろっていて特に問題なかったです。

【8番】

証拠の現物が裁判官の席の下の方に全部陳列していただいて、全員が行って、差し障りのないところでさわったりさせていただいたので、そういう印象も含めて非常に参考になりました。

だから、全体の認識としてこれほう言っているよねという、そういうところが非常に参考になった証拠品の調べ方でした。

【司会者】

今、7番の方は、メールとか通帳の記載などが書証として出されたわけですか。

【7番】

いや、口頭です。

【司会者】

読み上げられたということですか。

【7番】

読み上げてたと思います。

【司会者】

そうなんですか。そこら辺は検察官も弁護人もメールですとか通帳などお調べいただくについては、いろいろ工夫なり、あるいは、どうしたらいいか聞いてみたいところが多いんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【宮本検察官】

おそらくメールであったり、そういったものについては、ごく一部が裁判員の皆さんのお手元には行っているかとは思いますが、そういうのをご覧になって、もっとこういうところのほうが見たかったとか、あるいは他の例えば書証であったりとか証拠などで、このあたりはむしろ不要な部分が多かったのではないかと、そういった御意見はありますでしょうか。

【7番】

そうですね、自分の感じとしては、びっくりしたというか、こういうところまで見るんだというところで、それ以上の特にあの情報が知りたいとか、ここは要らないということはなかったです。

【司会者】

お話を聞いていますと、証拠物については何か結構印象に残っておられましたが、証拠書類はちょっと印象が薄かったようなお声もあるんですけど、皆さんどうでしょうか。

【2番】

証拠物の中で、答弁書よりは写真があったほうが、私が担当してた裁判の審理の

中では有益でした。

#### 【4番】

証人尋問というか、参考人として、現地のメキシコの事情について専門家である作家の方が出てきて説明していただいたんですけども、その裁判の目的というか実際にその被告人が置かれた状況を理解するに当たって、その作家の方が一般的な話をされたんで、ちょっとぴんどこなかったです。

だから、私も必死になって、ネットでもってメキシコの麻薬事情とか調べましたが、そういうところをもうちょっと知りたいということがありました。

#### 【3番】

私もちょっと4番さんと同じ意見を持っています、被告人が高齢だったんですね。覚せい剤の密輸ということで、まず動機としてはその在留資格の問題を解決するためというのが理由だったとは言っていたんですけども、その被告人がケニアという国でどういう暮らしをやっていたのか、いろいろその情状酌量できる状況もあったんじゃないかなとは思いますが、やはりその辺が何もなかったんですね。ただ、日本にいて、ケニアに行って調べるかという、あんまり現実的な話じゃないと思うので、結構限界があるのかなというのは十分理解はしているんですけども、やはり外国人に対する裁判というのは、そういうところが難しいんじゃないかなというふうには痛感しました。

#### 【1番】

証拠に関しては、先ほども申しましたとおり、被告人が奥様にいただいた時計を壊されてかっとなってしまうと暴行した、これが一つの情状酌量の理由だったんじゃないかと思うんですけども、証拠として出てきた写真が傷だらけで真っ黒で、これをもって何を情状酌量というのかというくらいのものでしたんですけども、その辺をきちんといつ奥様にいただいて、どれくらいの頻度でどういうふうに使ってという、もうちょっとそのポイントとなる箇所を説明いただきたかったかなと思っています。

**【司会者】**

それでは、証拠書類ということで、今のお話の中で、どうも弁護人の書証のことにも触れられている方もいらっしゃるようにも見えましたけれども、弁護人のほうからも何か書証の取り調べについて皆さんにお聞きしたいことありますか。

**【加藤弁護士】**

そうですね、私自身は裁判員裁判で書証を出したことはさほどないので、ちょっと用意してきたような質問はないんですけれども、先ほど外国の国の事情というようなお話があったと思いますが、私も何件か外国人の密輸の事件をやったことがあるんですけれども、やっぱりちょっと特殊なお国柄事情なんかもありますので、場合によっては、例えば私たち弁護人だと、大使館なんかに問い合わせをしたりだとか、何とかして国の事情が出るように等はしている反面、その事情がどこまで裁判で主張できるか、この刑を決めるに当たって影響が出るのかというところを、ちょっとさじかげんがなかなか難しいところがありまして、ちょっと外国の事件というのは特殊な難しさはあるかなと思います。

皆様から、ちょっとお聞きしたいのですが、弁護人が出してきた証拠の書類の中で、こういった証拠はとても分かりやすかったとか判断のポイントになったというものがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

**【3番】**

被告人がトロリーバッグにその薬物を入れて密輸したということなんですけれども、トロリーバッグにその薬物が入っていたということは分からなかったと言っているんですね。

実際に、そのトロリーバッグも見せていただきましたし、その薬物も3キロぐらいあるのですが、明らかにバッグに仕込んだら分かるんですよ。

そういった意味では、実際に使用をしたトロリーバッグも薬物も手元で確認できましたし、実際それをトロリーバッグに仕込んで重さがどのぐらいに変わるのかというところも分かりましたので、その辺はよかったなというふうに思いました。

**【司会者】**

そういったしますと、今のお話は、訴訟の結論はともかく、その証拠物などを実際にご覧になるということが皆様の判断に資する面があると、このように今の御意見というふうに承ってよろしいでしょうか。

他に、検察官が提出してきた書証、証拠物、弁護人が提出してきた書証、証拠物で、結論はともかく、これは判断にとってもポイントになった、あるいは、これは分かりにくかったというのを、もし今思い出すことがあれば、ぜひお聞かせいただければと思います。

**【5番】**

私のときも外国人なんですけれども、韓国と日本とそれからメキシコですか、いろいろな名前が出てきて、誰が何の役目で、こんがらがっちゃうので、できれば登場人物を一覧表にしてくれれば、書類をこう行ったり来たりしなくても済むのかなという気がします。

**【司会者】**

本当に有益な御意見ありがとうございました。

登場人物は日本人の名前でも難しいところですが、さらに外国人の名前ですとね。

他の方々はどうでしょうか。

**【3番】**

一生懸命メモ取ってたんですが、追いつけなかったところがありまして、しっかりとメモが取れてなかったところもあったんですね。

そういうところって結構重要なところもあったので、できれば特に被告人がいろいろしゃべった内容というのを、その議事録的な形で何か見ることってできないのですか。

結構一言一句重要なポイントなものもあると思います。

**【司会者】**

手続的には、録音しておりますので、評議室でもう一度確認するということは可

能にはなっております。

ただ、法廷でお聞きいただいたときに、そのお聞きいただいたことで心証を取っていただけるような尋問あるいは書証の取り調べをするのが一番理想的ではあると思います。

もう一度聞いてみないと分からないなあと思われたのは、証人や被告人の答え方はある程度仕方がないところがありますけれども、尋問者の尋問の早さとか尋問の仕方などで、あるいは書証の朗読の仕方などで、こうしてくれたらよかったのにとというようなことはございますか。

### 【3番】

被告人が外国人で通訳が入っていたというのと、あまりしゃべってくれなかったという印象がありまして、聞き取りづらかったところもあるんですけども、通訳の方も何かはっきり訳せなかった部分も幾つかあったと思うので、何かちょっとその辺がもやもやした感じがありました。

### 【司会者】

裁判所としても、例えば尋問が早いとか口調が早いとかですね、あるいは写真の見せ方が早くて追いつかないようなときには、「次の写真に行くまでもうちょっとよく見せてください」とか、あるいは「その質問をもうちょっとゆっくり言ってください」というようなことを検察官にも弁護人にもお願いするというようなことでチェックは入れておりますので、皆様方もそういった場合には裁判所のほうに、「ちょっと今の質問早かったから、もう一度」というようなことをおっしゃっていただければと思います。

### 【4番】

私のときは、やっぱり通訳さんの力が非常にありました。

裁判官の皆さんにもいろいろ話していただくのですが、通訳やってる方はきちっとまとめて話してくれるので、非常に良かったですね。

被告人の人たちも今まで空港やなんかでも通訳やってもらったけど、ここの通訳



が一番いいというくらい、非常によかったと思います。

**【司会者】**

それでは、もう書証だけではなく証人尋問や被告人質問のところに話が及んでおりますけれども、改めまして、検察官から証人尋問あるいは被告人質問において、皆様方に今後改善すべき点等の御意見、聞きたいところがあれば、どうぞ発言してください。

**【大谷検察官】**

証人尋問、被告人質問については、お聞きになっていて内容がずっと頭に入ってくるような尋問を検察官ができていたか、それとも一体何が聞きたくてこの検察官は質問しているのかが意図がよくわからないとか、仮にそういうようなお気づきの点等があれば、忌憚のない御意見を伺えればと思っております。

**【司会者】**

いかがでしょうか。質問の意図がわからないとかいう点はあるですか。あるいは、振り返ってみたら、この点の質問はあまり意味をなさなかったなというような点がありますか。

検察官からもう少し具体的にこういった点はどうなのかとかいうのがあれば、皆さんお答えしやすいかも分かりませんが。

**【大谷検察官】**

そうですね、まずは、そもそもこの証人の方がこの事件においてどういう働きをしているのかということが、その審理のときに御理解を十分いただいていたかどうかというところをお聞かせ願えればと思います。

その事件によっては、例えばいわゆる被害者の立場の方というのは、それはおのずと明らかなわけなんです、それ以外の方で証人として出てくるケースもあろうかと思うのです。

そういう方がなぜこの法廷でお話しになっているかということをお聞きいただいているのか、あるいはなかなかちょっとそういうところは分かりにくいところ

るもあって、いろいろ後で説明を聞いてよく分かったとか、何かそういうような御経験とかあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

【司会者】

いかがでしょうか。では、皆様方のお取り調べになられた証人を見ますと、いわゆる被害者の位置づけ以外に出られている証人がいた方は、例えば1番の方の事件ですとか6番の方の事件ですとか、あるいは7番の方の事件で、複数の証人が出ておられるようですけれども、その位置づけというのは分かっただろうかという検察官の問いかけですが、いかがでしょうか。

【1番】

恐喝あるいは暴行で会社のその仲間の方が証人に出られてたと思います。その位置づけあるいはその立場というのが明確に理解できました。何をおっしゃりたいのかというのも明確に伝わったと思っています。

【司会者】

他の方々はいかがでしょう。6番の方とか7番の方は、その証人の位置づけがよく分からなかったというようなことを感じられましたか。

【6番】

証人が出てきたのは、何か当然その事件とは別に関係ないようなことを言ったような気がするんですけれども。

【司会者】

7番の方は、税関の人とか医者とか出てこられたということですが、その人たちが出てきたというのは分かりやすかったですかね、それとも何となく位置づけが分かりにくかったですか。

【7番】

そうですね、分かりやすかったです。自分の場合は証人尋問として空港の税関職員と、あと海外で診断してもらった結果を日本の医者にも診断結果を見てもらうために出廷したので、その関係性もよく分かりました。

**【司会者】**

それでは、弁護人のほうから証人尋問されたり、あるいは被告人質問などについて工夫されていることとか皆様に聞きたいことがあればどうぞ。

**【加藤弁護士】**

まず、主尋問、弁護人から先に証人や被告人にする質問につきましては、意識していることがございます。その被告人やその証人がこの事件を体験をしておりますので、その人が一番よくこの事件、事実を語るができるということになります。したがって、私たちからその主尋問をする場合には、その尋問を聞いていただくことで、この事件の日にどのようなことが起こったか、どんなことがあったのかということをお皆さんの頭の中にすっとイメージをしていただけるような形で、なるべくわかりやすく聞くように尽力はしております。

反対尋問、要は先に検察官が質問をした証人に対して弁護人から聞くというパターンでは、やはり例えばうそをついている証人がいたとして、「あなた、うそをついていますよね」と言っても、当然イエスとは答えてくれないわけです。

したがって、こちらが主張できる有利な事実を聞き出したりだとか、あとはこちらが反対尋問することで客観的に証人の証言がおかしいだとか、そういったことを浮かび上がらせるように、反対質問はするようにしております。

その上で、皆様にちょっと御質問をさせていただきたいんですけれども、まず反対尋問があった事案でお聞きしたいと思います。

反対尋問で弁護人の反対尋問の意図というのは伝わりましたでしょうか。

要は、何を聞いているのかよく分からない、何でこんなことを聞いているのか分からないという形で終わってしまったのか、それとも「あ、こういうことを弁護人は引き出したいんだな」というふうに伝わったのかというあたりについてお聞きしたいと思います。

**【司会者】**

弁護人としては一番苦労するところであろうかと思しますので、ぜひ皆様、今の

弁護人の問いかけに御意見あるいは御要望あれば御発言いただけますでしょうか。

例えば、皆さん証人が出てきておられる方が多いので、弁護人から反対尋問があったのではないかと思いますけれども、ぜひどなたか弁護人の反対尋問でもう少し具体的にこういう点はどこかというのがありましたらお願いします。

**【加藤弁護士】**

要は反対尋問を何でやっているのか、何を聞きたいか、内容として分かったかという点についてお聞かせいただきたいと思います。

**【1番】**

被告人の方が最終の陳述で、情状酌量なのかどうかわかりませんが、最後に泣いてみせたんですね。

言ってみれば芝居がかっているように見えて、何かそういうことまできつと弁護人の方はシナリオには書かないとは思うんですけれども、何かちょっとそういうのってやっぱり捉え方がきつと人によっていろいろあるんだと思いました。

**【司会者】**

2番の方は、共犯者とされた人間が証人として出てきて弁護人が反対尋問されたんじゃないかと思われるんですけど、いかがでしたですか。

**【2番】**

弁護人が被告人に初めは事実を認めるような感じで質問して、後でかばう感じで、「事実として認めて、罪を償いなさい」って話かけたところがとっても印象に残っています。

**【司会者】**

3番の方の場合は、税関の職員の証人尋問が行われて、これに対して弁護人が反対尋問したと思うんですけれども、弁護人が何を問題にして証人にただしているのかというのは、伝わりましたでしょうか。

**【3番】**

理解はできまして、被告人がその質問に対してちゃんと答えてなかったという記

憶があります。

ただ、反対尋問の意図については理解はできました。

【司会者】

弁護人のお聞きになりたいのは、その反対尋問の意図と最終的な弁論とのつながりは、お分かりいただけたかというところですが、そこはどうでしたか。

【3番】

そこは、理解はできました。

【司会者】

弁護人、3番の方にさらにそれを踏まえてお聞きになりたいことがありますか。

【加藤弁護士】

こういった点がよかったから理解しやすかったようなことがもしあれば教えてください。

【3番】

税関のときに持ち込み物に対して何かチェックシートみたいなものがあった、それをイエス・ノー形式でやるんですけれども、実際に被告人がチェックしたシートを、写真を見ながら、こういう意図でチェックされたんじゃないですかということをいろいろ質問したんですね。

そういった質問は実際のその場の状況というのが分かりやすかったところがありました。

【5番】

証人というのはメキシコの方で、はっきり覚えているのが、いきなりつい立てがバタバタ出てきて、証人の希望により目隠しをやったのを覚えています。

【司会者】

7番の方は、税関の方とかあるいは医者が出てきて反対尋問をされたと思うのですが、記憶よみがえりますか。

【7番】

覚せい剤という認識がなかったということを弁護人は言わせようとしているのかなという感覚はあったものの、実際には、空港の税関職員の証人尋問にもありましたけれども、一番最初のヒアリングでは「自分のスーツケースではない」という証言があったり、「何が入っているかわからない」という証言もあったので、ちょっと言っている内容と実際の行動が一致してないのかなということが、弁護人の弁護にちょっと厳しいものがあるのかなとは思いました。

【司会者】

では、6番の方はいかがでしたでしょうか。弁護人の反対尋問あるいは被告人に対する質問でも、弁護人が何を目標としているのかという意図は伝わりましたでしょうか。

【6番】

1年3カ月ぐらい前になるのでちょっと記憶が定かではないですが、弁護人が質問する感じが、ああ、こういうふうに話を持っていっているなあとか、何かこうテレビドラマみたいな感じでした。

【司会者】

そうすると、弁護人が何を問題視して証人に聞いているのかという意図は分かったという感じですか。

【6番】

それは分かりましたね。

【8番】

あまり定かじゃないんですが、確かウェブの内容についてやりとりがあったような気がしますけれども、どうも無理筋の流れでした。

6番の方のお話にあったように、何とか少しでも緩くということでしょうけれども、でも本当に流れの中でいくと、明らかにちょっと不一致だよねという感じのものが出てきていますので、ちょっと弁護人がかわいそうだなというところはありませんよね。

【司会者】

それでは、弁護人が何を指して質問されているのかというところは。

【8番】

それは分かってました。

【司会者】

それでは、次は論告・弁論ですね。証人尋問の後、立証が終わり、検察官と弁護人の最終意見というものがなされたと思います。

もう既に弁護人の方から、弁護人の反対尋問と最終意見である弁論とのつながりはわかりましたかという質問もあって、この範疇に入ってきているわけですがけれども、それではまず、検察官のほうから、論告で目指すもの、それが皆さんに伝わっているかどうか、改善点はあるかどうかなどについて、何か質問したいことがあれば御発言ください。

【大谷検察官】

検察官の論告でお尋ねしたいのは、やはり皆様が御自身の意見をまとめるに当たって、検察官の論告というのが大いに役に立ったか、多少は役に立ったか、あまり役に立たなかったか、まるで役に立たなかったかということで評価をしていただいて、それについて何かその理由というか、どういう点で多少は役に立った、どういう点であまり役に立たなかった、そういったあたりをお聞かせいただければというふうに思います。

【1番】

これは裁判の最終ステージのお話なんですか。御質問の内容が理解できません。

【司会者】

証拠調べ終わった後ですね、検察官の最終の主張なんですけれど、これが皆様の判断、その後の評議において役立ちましたか、役立ちませんでしたか、役立ったとしたらそれはなぜか、役立ってなかったとしたらそれはなぜか、そういったあたり

を教えてください。

【1番】

この求刑のところ、求刑何年とか、そういうところがよく理解できていません。

【司会者】

検察官がなぜこういう求刑をするのかという検察官の理由付けというのは1番の方にとって分かりましたか。

【1番】

証拠あるいは証人もありましたし、罪のありなしというのは、もちろん個人で判断できる状態にあったと思います。

それと、量刑についても一般的にこれぐらいの重さなんだろうなという理解は十分できたのかなと思います。

【司会者】

では、2番の方、いかがでしょうか、その論告や求刑について2番の方がどうお感じになったかとか、検察官が何を言おうとしているのかが伝わりましたかという意味で御意見を伺わせてもらっていいでしょうか。

【2番】

私に関わった裁判では、最終的に評議に入る前の検察官の陳述が弁護人の陳述より役に立ちました。

【3番】

高齢で貧困な状態だった被告人みたいな人を選んで日本によこしたんじゃないかというところもあったので、ある意味、変な言い方ですけど、被害者の部分もちょっとあるのかなと思っていて、だから、罪をちゃんと分かっていて、犯罪に手を汚したところは、やっぱりそこはだめだとは思いますが、酌量みたいなものはないのかなというふうにはちょっと思いました。

【4番】

検察官の話は、検察官の立場ではこういうことを言うだろうなということはある



たので、そこは非常に分かりやすかったですけれども、営利目的とか微妙な部分についての、検察官に対する反論がぴんとこなかったです。

【司会者】

検察官の論告のどういう点が分かりやすかったですか。

【4番】

分かりやす過ぎてそっけなかったですね。

【司会者】

では、5番の方、検察官の主張は何を言っているのかが分かったかというところと、どういうことをどういう理由で主張しているのかが分かったかというところはいかがでしょうか。

【5番】

これまで2人の検察官が入れかわり立ちかわりでこう審理を進めてきたんですけども、最後に全然別の初めての検察官が来て、すごい説得力のある言い方で締めくくったのをよく覚えています。

【6番】

私も分かりました。先ほども言いましたけど、ただ滑舌が悪かっただけです。

【司会者】

検察官は、読む練習とかされているんですか。

【宮本検察官】

一応、読む時間が決まっていますので、それなりに余裕を持って読めるように練習する人もいるかなとは思っています。

【司会者】

7番の方、検察官の主張として分かったかという点はいかがでしょう。

【7番】

そうですね、私の場合も、覚せい剤の事件で押収された量について一般的な使用量だと何万回分もあるということで、このような求刑と罰金になるのは妥当かなと

分かりました。

【8番】

私もまさにそうなんだろうなという感想です。

【司会者】

検察官の主張の論拠とか明確に出ていましたか。

【8番】

そうだと思います。

というのは、その前まで、評議でいろいろな話をずっとやっていますので、疑問点はずっと積み上げてきたところで、最終的に、お話あったときに、腑に落ちるといって褒め過ぎかわかりませんが、そうなんだろうなという、わかりましたという感覚です。

【司会者】

そうしますと、皆さんがそれまでに証拠を見ていて、この点が疑問だ、ここら辺がどうなんだろうと思った点と、検察官が主張してきた論点とは合っていた、それともすれ違った、全く違った、そこら辺はいかがですか。

【8番】

我々それぞれの考え方があるんですけども、要するにさっきの評議のほうに入ってしまうので申しわけないんですけど、ずっと何回も回を重ねて朝から晩まで詰めて話していますよね。

そういうところをだんだん踏まえていくと、「うん、そうなんだろうな」というところでは。

だから、理解したというか、分かりましたよという話になると思います。

【司会者】

弁護人の弁論についてぜひ聞きたいことがあれば、どうぞ御発言ください。

【加藤弁護士】

弁論は、法廷の公判の一番最後に行われるもので、まず冒頭陳述で弁護人が求め

る結論だとか、どのようなことを立証していくかということをお話をして、その後実際に証拠調べが行なわれて、証拠を見ていただいた結果、弁論として検察官と同様の証拠をもちろん見ていただいているんですけども、弁護人から見てこの事件について、この証拠をどういうふうに評価すると無罪って言えるだとか、殺意がないから傷害って言えるだろうかということで意見を述べているんですけども、皆様各事件で弁論を聞いていただいたときの感想を率直にお聞きしたいと思います。なるほどなど、その判決にそれが実際にダイレクトに結びついたかどうかは別としまして、弁論を聞いた直後の御感想についてお聞きしたいと思います。

**【1番】**

何ていうんですか、最初に述べましたとおり、冒頭からもう棒読み状態というのが頭にあったので、その後、弁護人の方が何をおっしゃったのか全くはっきりと記憶にないというのが実際です。

**【2番】**

検察官の弁論と弁護士さんの弁論は、終わってから理解はすぐできなかったので、時間を置いて考えることになりました。

**【3番】**

結構弁護は難しかったと思いました。

常識的に考えると、その薬物の認識があったかどうかというところだったんですけども、認識がなかったということについては、ちょっとそれはやっぱり厳しいんじゃないかなというふうには思いました。

**【4番】**

最初に申し上げたときに、弁護人によって大分訴えかける力が違うなと思いました。私も営業をやって長かったんですけども、あまりにもなめらかな形が訴えかけるかっていったらそうでもないんで、やっぱり話し方はとつとつとしゃべった方が納得できるのかもしれないということで勉強になりました。

**【5番】**

私の場合には、弁護人が弁護している目標というんですか、はっきり分かってて、最初から情状を酌量してほしいというような感じは見受けました。

要するに、何とかできるだけ量刑を少なくしてほしいと、要するにお金に困ったとかなんだとかかんだとかいろいろ並べてやってたというのが分かりました。

**【6番】**

私も弁護人がそのようなことを言っていたと記憶していますがけれども、そんなに別にすごく刑を軽くというような無理なことは言ってなかったと記憶しています。

**【7番】**

私も、3番の方と全く同じ内容なんですけれども、最終弁論の弁論内容はちょっと厳しいものがあるかなとは思いました。

**【8番】**

先ほどの裏返しになって申し訳ないんですけど、まさにそういうことだと思います。

ずっといろんなところを話して、やっぱりその被告人の言ってることが信憑性に乏しい、どんどんそういう形にもう入っちゃっていますので、先入観あるなしじゃなくて、検察官が言っていることは分かりましたが、弁護人のほうは、申し訳ないけれど、ちょっと足りないのかなということになっちゃいます。

**【司会者】**

弁護人から何か弁論について御質問ありますか。

**【渡邊弁護士】**

弁護士の渡邊と申します。

弁論のときに、弁論のメモとか用紙というのをお手元におそらく配布されたかと思うんですけど、それは皆様にとって役に立ったのか、もしくは棒読みみたいになってしまってどうもなと思われたのか、率直な御意見があれば伺えたらと思います。

**【8番】**

その話を聞きながら、通訳を聞きながらの中やっているところで、やっぱりどうしてもその飛んでしまうところがあったりして、そのときは評議でもう1回裁判官に質問するときに非常に役立ったとは思うんです。

【7番】

やっぱり審理のときにポイントになるので、メモとかあればいいと思います。

【6番】

私も役に立ったと記憶しています。

【5番】

メモ取るのに一生懸命で、特に不便だとかよかったとか悪かったとかという印象は残ってないです。

【4番】

私はよかったですね。資料が非常によくまとまっているので、それはほんとありがたかったです。

【3番】

私も同じ意見です。

【2番】

メモに書きとめることはもう一度考えさせることになるので、とてもよかったと思います。

【1番】

そのときに弁護人の方がおっしゃってたことは、おそらく理解できていたと思いますので、その時点で別に何ら違和感はなかったかと思います。

【司会者】

それでは、裁判所に対して御要望とか御意見とかございますでしょうか。

【3番】

今日の意見交換会なんですけれども、おそらく我々の負担を考慮してとは思うんですが、やっぱり記憶も薄れるので、できれば半年以内ぐらいにやったほうがいい

んじゃないかなとは思いますが。

【司会者】

はい、分かりました。ありがとうございます。

【3番】

全体を通じてなんですけれども、やはり裁判についてはすごく素人でかなり不安はあったんですけれども、すごく対応がきめ細かいというのが印象的でした。裁判官の方もそうなんですけれども、検察官の方もそうですし、弁護人の方もちゃんと裁判員がいるということを意識して資料づくりとかもなされているというのが分かりました。非常によかったと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方々、評議を含めまして、裁判所の活動につきまして、御要望、御批判、御意見、御感想、率直なところをお聞かせいただけますでしょうか。

【4番】

裁判員制度ということが、資料づくりから何にしても裁判官も含めて皆さん非常に負担になっているだろうなと思いました。

裁判員制度のためにこの建物を作り変えたのですか。

【司会者】

そうです。

【4番】

それだけやっぱり力を込めてやっておられるということがよく分かりましたけれども、これは負担は大きいだろうなと、そういうことがよく感じられました。

それで、あと裁判員のほうですけれども、私らみんな退職者ですけれども、やるとなったら、じゃあ俺もやりたかったとかいう人が結構多いんですよ。

だから、仕事があって忙しい方は大変だったみたいなんで、ちょっとその裁判員の選抜方法まで出すのはちょっと僭越ですけれども、結構やりたい人が年配者でた

くさんいたので、もっと配慮できればなというちょっと意見ありましたですね。

#### 【1番】

素人を相手に非常に分かりやすく説明いただいたので、そういった貴重な経験をさせていただき非常にありがたく思います。

ただ、4番の方もおっしゃったとおり、これは恐らく裁判官の方、弁護士の方、検事の方、事務方も含めてすごくストレスになっているので、それでいいんだろうかと思います。

もう1つ、4番の方と今度は逆に違うことは、恐らく年配者がいてもしょうがないかなと僕自身は思っています。

したがって、20代から40代ぐらいまでで裁判員というのは決めてやっていただいたほうが将来的にはいいんじゃないのかなと思っています。

#### 【4番】

反論申し上げます。

そういうことは、分かるは分かるんですけど、実際評議では、若い連中が全然発言しないので、物足りないです。

ただ、社会経験が少ないし、こう言ったらおかしいと思われるじゃないかという若い人の気持ちは分かります。

そういう面では、そういう人も含めて理解できるように資料を作ったり説明していただいた裁判関係の方たちに本当お礼を申し上げます。

#### 【2番】

初めから裁判官2人の説明が分かりやすくて、日にちが経つことによってどんどん意欲が出て一生懸命ずっとやってまいりました。

今後ともよろしくお願いします。

#### 【司会者】

ありがとうございます。

参加の裁判官から、皆さんに具体的にお聞きになりたいこととかありましたら、

発言してください。

**【佐藤裁判官】**

刑事1部裁判官の佐藤と申します。

よろしくお願ひいたします。

裁判官のほうからは、この訴訟が進む中で最初に法廷に入る段階、冒頭陳述が終わって証拠調べをするという段階、また証拠調べをして書類を調べたり、証人を調べたり、被告人質問したりという段階で、それぞれ適宜休廷をとって、これからどんなことをやりますよということについての説明が、濃淡はありこそ、多分それぞれあったと思うんですけれども、そういった場面についてきちんと裁判所のほうから、これから起こることが何なのかと、裁判全体の中でどういう意味づけがあるのかということがきちんと皆さんに御理解できるような説明になっていたかどうか、あるいはそこでもっとより分かりやすくなるためにこういった配慮ができないかといった点について、皆様の御意見をいただけると幸いです。

**【8番】**

非常によく手取り足取りやっていただいたと思います。

特に、論告が終わった後の評議で量刑を決めるときの物の考え方、積み上げ方法なんかは我々の物の考え方についてすごいためになるお話でした。

先ほどから何回も言っていますけれど、始まってからずっと都度都度の解説、説明、疑問点を聞かれて、話がなければ、これはどうだった、わかっているの本当にという話の中で積み上げていったので、いい経験をさせてもらったと思います。

それで、先ほどの選抜方法についても、その年齢の問題も、若い人もいたんですけど、私のチームは結構話が出てました。

**【司会者】**

そうですか。安心しました。

**【8番】**

中身によっていろいろと濃淡はあったかも分かりませんが、結局やっぱり千



差万別というか、内部にいろんな人が入っていると、やっぱり視点が違う、目線が違うのでいいのかなと思います。

私もその選抜方法について一つよろしいでしょうか。

私は3月の決算時期に選ばれましたが、選任手続きの際に「都合の悪い方いますか」と言われたので手を挙げて裁判官、弁護士、検察官がいるところへ呼ばれました。

呼ばれて、「これこれこういう事情だから何とかありませんか」と言ったんだけど、やることになったんですね。

それはそれでいい経験をさせてもらったのですが、やっぱり自分が出ていった後に自分の首絞めて大変な思いしなきゃなんない人も中にはいるわけですよ。

その辺のところを、せっかく呼んで話聞いていただけれるんだから、もうちょっと事情をよく聞いていただいて、「次回絶対やるから、何とか別の回にやってもらえませんか」というところの話は、形だけじゃなくて本当に聞いてくださいよと思いました。

**【司会者】**

わかりました。

他の方は裁判所への御要望ありますか。

**【7番】**

改善要望は特にないんですけれども、私が担当した事件の被告人は高齢の方で、持病を持たれてて高血圧とか心筋梗塞とかあったのですが、30分おきに休廷があって、体調面の配慮があってよかったと思いました。

**【6番】**

私のときは、裁判官の方が非常に詳しく説明してくれまして、最初の何日間はちょっとみんな緊張して、こう人を疑っているような、うかがっているようなところがあったのですが、だんだん打ち解けてきて、こんなメンバーあんまりいないなというぐらいだったので、そういうふうになるべく打ち解けたほうが本心もみんな言

うんじゃないかなっていう気がします。

あと、私はいろいろな年齢の人でやったほうが良いと思います。

若い人の意見も年配の人の意見も、やっぱりいろいろな人のほうが大事かなというふうに思います。

**【5番】**

私は特にありませんけれども、理解力が劣っているせいか、大分足を引っ張っていたなという感じがします。

その都度、真正面の裁判長に感づかれて、特別説明みたいな形で足を引っ張ってたなというのは思います。

あとは、これはどうにもならないと思うんですけども、ここまで来るのに1時間かかるので、それが一番きつかったような気がしました。

**【司会者】**

御苦労さまでした。

他に、何かありますか。

**【西裁判官】**

それでは、1つだけ聞きたいんですけども、途中で量刑グラフを見せていただいたと思うんですけども、それを見てどういう印象を受けたかというのを教えてほしいんです。

例えば、その量刑グラフを見て、ちょっと自分の意見が逆にこう言いにくくなっちゃったりとか、自分が安心して意見を言えるようになったとか、当事者の主張が分かりやすくなったとか、そういった何か覚えているだけでいいのでお願いします。

**【5番】**

あのグラフを見て、えらい量刑が高いんだなとびっくりしました。

**【司会者】**

他の方々、どうでしょうか。

量刑グラフ、表やなんかで見られたと思いますけれど、御自身が量刑を決めるに

当たって参考になりましたか。

**【4番】**

非常に参考になりました。

量刑の短いものと長いものをある程度こういう分布になっていますというふうに見せてもらいましたから、判断としては非常に参考になりました。

だから、厳しく見たらこっちだし、緩くだったらこっちだというふうな考え方が割とそれに役立ちましたから、そういう面では非常によかったと思います。

**【司会者】**

最後に、今後、裁判員、補充裁判員になられる方へのメッセージを一言ずついただけますでしょうか。それでお開きとさせていただきたいと思います。1番の方からどうぞ。

**【1番】**

何度も言いましたとおり、非常に貴重で、かつ、大変いい経験になったと思うので、これをどういうふうに自分自身にフィードバックするかという課題になるうかと思うんですけども、楽しんでやったほうが一番かと思います。

**【2番】**

これからもどんどん他の方も参加していただいてほしいです。

**【3番】**

やはりいろんな年齢層の方に経験していただきたいと思います。

**【4番】**

本当に得がたい経験なので、前向きに取り組むと、この年になっても世の中を知らないことがいかに多かったかというのも分かりますので、本当に貴重な経験として皆さんに一生懸命やってもらいたいと思います。

**【5番】**

みなさんと同じで、経験したくてもできない人もいるということでは非常にいい経験はさせていただいたと思います。

**【6番】**

私もいい経験をさせていただいたと思います。

また是非仕事が休めるときによろしくお願いします。

**【7番】**

自分の場合は専門性が全くなくて心配な不安な要素もあったのですが、やっぱり実際参加して、裁判官、裁判長のフォローもしっかりしているので、積極的に参加してくれたらと思います。

**【8番】**

是非チャンスがあったら、要請があったら、やっていただいた方がいいのかなと思います。

非常に幅が広がると思います。

**【司会者】**

それでは、本日の意見交換会はこれでお開きとさせていただきます。

本当に長時間にわたりまして、忌憚のない御意見をいただきまして、ありがとうございました。

今後とも、裁判員制度、私どもはよりよい改善を目指しまして頑張っていきますし、皆様方にも御協力をお願いしたいと思います。

本日はありがとうございました。